

野迫川村空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野迫川村における空き家の有効活用を通して、野迫川村と都市住民等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、野迫川村役場に設置する野迫川村空き家バンクの運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、野迫川村内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。）及び空き地（宅地に限る。）をいう。
- (2) 所有者等とは、当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、仲介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (3) 空き家登録者とは、第4条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者をいう。
- (4) 利用希望者とは、野迫川村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者とは、第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンクとは、野迫川村内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用希望者に対し情報提供を行う制度をいう。
- (7) 情報提供とは、空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、野迫川村空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、野迫川村空き家バンク登録申込書（様式第1号）に誓約書兼村税納付状況及び暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、野迫川村空き家バンク登録完了通知（様式第3号）により所有者等に通知を行い、野迫川村空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）

に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の空き家の規定を満たしていないもの。
- (2) 当該空き家の申込者が、第2条第2号の所有者等の規定を満たしていないもの。
- (3) 当該空き家に係る土地、家屋等の固定資産税または所有者等に係る住民税等の滞納があった場合。
- (4) 第1項の申込者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下同じ。）若しくは同法同条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。
- (5) その他村長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、野迫川村空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、野迫川村空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による登録事項の変更の届出があったときは、その内容等を確認の上、野迫川村空き家バンク登録事項変更通知書（様式第5号）により所有者等に通知を行い、空き家台帳の登録事項の変更をするものとする。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 村長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、野迫川村空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったもの。
- (2) 当該空き家登録者から野迫川村空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）が村長に提出されたもの。
- (3) 当該空き家を課税客体として賦課された固定資産税が滞納となっている場合。

- (4) 登録内容に虚偽があることが判明したもの。
- (5) この要綱の規定に違反することが判明したもの。
- (6) その他、村長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたもの。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、野迫川村空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第8号）に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第9号）を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、野迫川村空き家バンク利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、野迫川村空き家バンク利用登録完了通知書（様式第10号）により当該申込者に通知するものとする。ただし、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用希望者台帳へ登録しないものとする。

(1) 利用希望者が、第2条第4号の

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）規定を満たしていない者。

(2) 第1項の利用希望者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律

（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。

(3) その他村長が利用希望者台帳への登録が適当でないと認めた者。

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、野迫川村空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第11号）により、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による登録事項の変更の届出があったときは、その内容等を確認の上、野迫川村空き家バンク利用登録事項変更通知書（様式第12号）により利用者に通知を行い、利用希望者台帳の登録事項の変更をするものとする。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、野迫川村空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 野迫川村空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第13号）の届出があ

ったとき。

(4) その他村長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 村長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供する。また個人間での交渉に入る際には、双方の氏名、住所、連絡先等の情報を提供する。

2 村長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 村長は、同条第2項に付随して生じた紛争等について一切これに関与しないものとする。

(個人情報の取り扱いについて)

第11条 野迫川村空き家バンクに登録された個人情報の取り扱いについては、野迫川村個人情報保護法施行条例（令和4年12月条例第11号）に定めるところによる。

2 所有者等、利用希望者は空き家バンクにおける個人情報の取り扱いについては、次の各号に定める事項に留意の上、適正に取り扱うものとし、この登録が取り消された後においても同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度の目的を達成することに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。